

BESTご利用条件

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構（以下「IBEC」といいます。）がご提供するBEST製品を購入され、フルユーザー登録・アカデミックユーザー登録・省エネ基準対応ユーザー登録をされたお客様（以下「お客様」といいます。）のご利用条件は、この文書および「BESTご購入・ユーザー登録のご案内・重要なお知らせ」「BESTお問い合わせサービスご利用条件」などの関連文書に定めるとおりとし、お客様は、このご利用条件に同意のうえ、BEST製品をご購入・ご利用してください。

第1条 定義

- 1 ソフトウェアとは、IBECが管理するBESTホームページよりダウンロードしたすべてのコンピュータプログラムをいいます。
- 2 ソフトウェア複製物とは、コンピュータで読み取り可能な形で複製されたソフトウェアのすべて、または一部分の複製物をいいます。
- 3 ドキュメントとは、本製品に含まれるマニュアルその他の印刷物をいいます。

第2条 使用権の許諾・使用許諾期間・更新手続

- 1 IBECは、お客様に対し、このご利用条件および関連文書の内容により、ご購入・ご登録のBEST製品について日本国内限定・非譲渡・非独占的権利かつ期間限定の使用を許諾します（以下お客様がこのご利用条件によって保有される権利を「使用権」といいます）。なお、IBECは必要な事情が生じた場合には、1か月前までにお客様に通知し、または、IBEC所定の方法で公表することにより、このご利用条件および関連文書を改定することができます。この場合、お客様は、改定後のご利用条件によってBEST製品をご使用頂くことに同意するものとします。ただし、ご利用条件の変更によりお客様に不利益が生じない場合は、IBECは、事前の通知または公表をすることなく、この変更をすることができます。
- 2 使用権の期限は、このご利用条件によって期限前終了をする場合を除き、次のとおりとします。

ユーザーの種別	使用許諾期間	更新手続後の使用許諾期間
フルユーザー	IBECが利用開始に必要な情報等を発送した時から最初に到来する3月31日まで	IBECが継続使用に必要な情報等を発送した時から最初に到来する4月1日から翌年3月31日まで
アカデミックユーザー	IBECが利用開始に必要な情報等を発送した時から最初に到来する3月31日まで	更新制度はありません。（1カ年度限り）
BEST-Hユーザー	IBECが利用開始に必要な情報等を発送した時から最初に到来する3月31日まで	IBECが継続使用に必要な情報等を発送した時から最初に到来する4月1日から翌年3月31日まで
省エネ基準対応ツールユーザー	IBECが利用開始に必要な情報等を発送した時から最初に到来する3月31日まで	IBECが継続使用に必要な情報等を発送した時から最初に到来する4月1日から翌年3月31日まで

3 前項の更新手続は、次のとおりとします。

ユーザーの種別	更新手続
フルユーザー	①使用期間満了の2か月前までに、IBEC所定の方法でお客様に使用許諾期間更新のご案内をします。 ②お客様が上記のご案内にしたがってIBECに所定の手続をし、IBECへ更新料をお支払いください。
アカデミックユーザー	更新制度はありません。(1ヵ年度限り)
BEST-H ユーザー	①使用期間満了の2か月前までに、IBEC所定の方法でお客様に使用許諾期間更新のご案内をします。 ②お客様が上記のご案内にしたがってIBECに所定の手続をし、IBECが更新料のお支払いを確認したのち、お客様が更新後に使用するための起動用パスワードを発行いたします。
省エネ基準対応ツールユーザー	①使用期間満了の2か月前までに、IBEC所定の方法でお客様に使用許諾期間更新のご案内をします。 ②お客様が上記のご案内にしたがってIBECに所定の手続をし、IBECが更新料のお支払いを確認したのち、お客様が更新後に使用するための起動用パスワードを発行いたします。

第3条 ユーザー登録

- 1 BEST製品をご使用いただくためには、IBEC所定のユーザー登録が必要です。
- 2 お客様は、ユーザー登録に必要な個人情報の登録について、情報主体の方から登録等に関して必要な同意を得てください。
- 3 ユーザー登録された個人情報は、IBECの規定にしたがって管理し、他の目的で使用しません。

第4条 使用権の内容

- 1 このご利用条件による使用権は次の内容とします。
 - ① 1台のコンピュータに限りBEST製品のプログラムをインストールして使用することができます。複数のコンピュータで使用する場合には、複数の使用権取得が必要です。
 - ② BEST製品の著作権はIBEC及びBEST開発委員会が保有し、または、著作権等を有する第三者からIBECが使用および再使用をすることの許諾を受けたものです。お客様は、使用権に、このご利用条件その他の関連文書にしたがってBEST製品を自ら使用する以外のいかなる権利も取得しないことに同意するものとします。
 - ③ BEST開発委員会の承諾を得たフルユーザーは、IBECと別途合意の上、BEST製品のカスタマイズを行うことができるものとします。
- 2 前項に定めるほか、BEST製品ごとの使用権は次の内容とします。ただし、付帯サービスのうち、お問い合わせサービスの内容については、IBECが別に定める「BESTお問い合わせサービスご利用条件」によるものとし、IBECは、各種講習参加などの付帯サービスについても、都度、条件等を設けることができます。

ユーザーの種別	使用できるプログラム	付帯サービス
フルユーザー	①【BEST専門版】 ②【BEST-H(住宅版)】 ③【BEST簡易版】 ④【BEST誘導基準対応ツール】 ⑤【BEST平成25年省エネ基準対応ツール】	①フルユーザーを対象とする講習会に参加可能 ②BESTの全プログラムに対するお問い合わせサービス ③例題データ等の提供
アカデミックユーザー	①【BEST専門版】 ②【BEST-H(住宅版)】 ③【BEST簡易版】 ④【BEST誘導基準対応ツール】 ⑤【BEST平成25年省エネ基準対応ツール】	①アカデミックユーザーを対象とする講習会に参加可能 ②BESTの全プログラムに対するお問い合わせサービス ③例題データ等の提供
BEST-Hユーザー	①【BEST-H(住宅版)】	①BEST-Hユーザーを対象とする講習会に参加可能 ②【BEST-H(住宅版)】に関するお問い合わせサービス
省エネ基準対応ツールユーザー	①【BEST誘導基準対応ツール】 ②【BEST平成25年省エネ基準対応ツール】	①省エネ基準対応ツールユーザーを対象とする講習会に参加可能 ②【BEST誘導基準対応ツール】及び【BEST平成25年省エネ基準対応ツール】に関するお問い合わせサービス

- 4 BEST製品をご使用いただくためには、ハードウェアライセンスキー（以下、「USBキー」といいます）またはパスワードが必要です。お客様は、USBキーまたはパスワードをお客様の責任で使用・管理し、第三者への貸与・開示等を行わないものとします。また、IBECは、お客様のUSBキーまたはパスワードの管理・使用について一切の責任を負いません。
- 5 お客様は、IBECから受領したUSBキーまたはパスワードに不具合がある場合、受領後7営業日以内にIBECにご連絡ください。この期間内にご連絡がない場合は、お客様が受領されたUSBキーまたはパスワードに不具合がないものとみなします。

第5条 バージョンアップ

- 1 プログラムのバージョンアップは、デバッグや機能改善などに関して、プログラムの開発環境に応じて不定期に行います。

第6条 料金

- 1 お客様は、IBECに対し、IBEC製品の使用許諾の対価として、下記に記載の料金をお支払いください。ただし、アカデミックユーザーであるお客様の料金は無償とします。

① フルユーザーのお客様

ライセンス購入料及び使用料は、全て1ライセンスあたりの料金です。従って、複数ライセンスご利用の場合は、下記金額にライセンス本数を乗じて下さい。

コース	ス 本 数 ラ イ セ ン	ライセンス 購入料		使用料		
				USBキーの使用期間		
				4月1日から翌年 3月31日まで	10月1日から翌年 3月31日まで	1月1日から 3月31日まで
A	1~4本	本体	200,000	100,000	51,000	25,500
		税込み	216,000	108,000	55,080	27,540
B	5~29本	本体	180,000	90,000	45,600	22,800
		税込み	194,400	97,200	49,248	24,624
C	30本以上	本体	160,000	80,000	40,800	20,400
		税込み	172,800	86,400	44,064	22,032

(1) フルユーザーのお客様は、本製品を使用開始するにあたり、I B E Cに対し、ライセンス購入料と使用ライセンス数分の使用料の合計額を請求書に記載の期日までにI B E Cの指定する方法でお支払いください。

(2) 第2条第3項の更新手続の際には、更新のご通知記載の期日までに、使用ライセンス数分の上記の使用料を更新料としてI B E Cの指定する方法でお支払いください。

(3) フルユーザーがUSBキーを破損した場合、I B E Cは、USBキーを有償（10,800円/本（消費税・地方消費税込））にて、再発行いたします。
USBキーを破損した場合には、必ずI B E Cにご連絡下さい。再発行の手続をご案内いたします。

(4) フルユーザーがUSBキーを紛失した場合、I B E Cは、USBキーを有償（108,000円/本（消費税・地方消費税込））にて再発行いたします。
USBキーを紛失した場合には、必ずI B E Cにご連絡下さい。再発行の手続をご案内いたします。

② B E S T - Hユーザーのお客様

使用料は、1ライセンスあたりの料金です。従って、複数ライセンスご利用の場合は、下記金額にライセンス本数を乗じて下さい。

	使用料	
	4月1日から翌年3月31日まで	
本体	15,000	
税込み	16,200	

③ 省エネ基準対応ツールユーザーのお客様

使用料は、1ライセンスあたりの料金です。従って、複数ライセンスご利用の場合は、下記金額にライセンス本数を乗じて下さい。

	使用料	
	4月1日から翌年3月31日まで	10月1日から翌年3月31日まで
本体	60,000	30,000
税込み	64,800	32,400

- 2 I B E Cは、事由のいかんを問わず、お支払い頂いた料金の返還はいたしません。
- 3 I B E Cは、必要な事情が生じた場合には、2か月前までにお客様に通知し、または、I B E C所定の方法で公表することにより、料金を改定することができます。

第7条 同意・制限事項

- 1 お客様は、このご利用条件に基づく使用权その他のお客様の権利を譲渡、サブライセンス、移転、担保、リース、レンタルまたは共有しないことに同意します。
- 2 お客様は、このご利用条件に特別の定めがある場合を除き、B E S T製品のプログラムについてリバースアセンブル、リバースコンパイルまたはその他翻訳・翻案をしないことに同意します。

第8条 保証

- 1 I B E Cは、B E S T製品の使用に必要なU S Bキーに物理的欠陥があった場合、無料で交換します。
- 2 I B E Cは、ソフトウェアの致命的欠陥を発見したときは、登録されたお客様の使用者様に、その対処方法等の連絡をします。
- 3 I B E Cは、「B E S Tご購入・ユーザー登録のご案内・重要なお知らせ」記載の作動環境・作動条件において同記載の仕様のとおり作動することを確認しています。
- 4 I B E Cは、I B E Cが知る限りにおいて、B E S T製品が第三者の著作権を侵害していないことを確認しています。
- 5 I B E Cは、前4項に記載した事項についてのみ保証を行い、B E S T製品について、明示・黙示を問わず、有用性・可用性、無瑕疵性その他一切の事象についていかなる保証もいたしません。
- 6 I B E Cは、本製品の使用（インストール及びプログラム起動、データ入力、計算実行、計算結果等）により生じた影響、結果について、一切の責任を負いません。
- 7 お客様がB E S T製品に改修・改変等を行った場合、I B E Cはこれによる一切の責任を負いません。

第9条 損害賠償

- 1 B E S T製品の使用に関し、I B E Cの故意または重大な過失により、お客様が損害を被った場合、I B E Cはお客様が損害を被った日が属する年度においてお客様が支払われた料金（ライセンス購入料及び使用料）を限度として、お客様に生じた直接かつ現実に生じた損害のみを賠償し、これ以外の逸失利益の賠償その他の賠償はいたしません。
- 2 B E S T製品の使用に関し、お客様の責に帰すべき事由により、I B E Cが損害を被った場合、お客様は、合理的な弁護士費用を含む一切の損害を賠償するものとします。

第10条 契約の終了

- 1 アカデミックユーザー以外のお客様が第2条第3項に定める更新手続を所定の期間内に完了しない場合、このご利用条件によるBEST製品の使用許諾契約は、同条所定の期限に終了します。
- 2 お客様が、このご利用条件または関連文書に定められた義務のいずれかに違反した場合、I B E Cは14日以上期間を設けて書面をもってその違反の是正を求め、是正期間内にその是正がされない場合は、このご利用条件によるBEST製品の使用許諾契約を解除することができます。
- 3 お客様とI B E Cの双方は、次のいずれかの事項に反する場合には、何らの催告を要せず、このご利用条件によるBEST製品の使用許諾契約を解除することができ、これにより損害が生じた場合には、相手方に対して損害賠償を請求できます。また、この解除によって相手方に損害が生じた場合でも、お客様またはI B E Cは相手方に生じた当該損害を賠償する義務を負わないものとします。

(1) 現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- ⑥その他前号各号に準ずるもの

(2) 現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないこと。

- ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- ④その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

(3) 自ら又は第三者を利用して、契約の相手方当事者に対して次の各号のいずれの行為も行わないこと。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④説を流布し、偽計または威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

第11条 契約終了時の措置

期限の満了、解除その他事由のいかんを問わず、このご利用条件によるBEST製品の使用許諾契約が終了した場合、お客様はBEST製品の使用を直ちに中止して下さい。また使用を中止したことを示す文書をI B E Cに送付してください。なお、フルユーザーにおいては、貸与されたUSBキーを30日以内にI B E Cにご返却下さい。返却しない場合には108,000円/本をご請求いたします。

第12条 一般条項

- 1 このご利用条件は、BEST製品の使用許諾に関し、このご利用条件による使用許諾契約の締結以前にお客様とIBECとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されるものとします。
- 2 このご利用条件による使用許諾契約は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。
- 3 このご利用条件に定めのない事項または本契約の解釈について疑義が生じたときは、お客様及びIBECは信義誠実をもって協議のうえ円満解決を図るものとします。
- 4 お客様とIBECは、このご利用条件による使用許諾契約に関連して発生した一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

平成26年3月25日

平成29年1月27日 改訂

平成29年9月29日 改訂

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構（IBEC）

〒102-0083 東京都千代田区麴町3-5-1 全共連ビル麴町館

電話：03-3222-6681（代表）